

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第1号）

平成27年11月30日

- |       |   |
|-------|---|
| 開 会   | 午前9時30分   |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 諸般の報告   |
| 日程第4  | 市長の行政報告   |
| 日程第5  | 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について |
| 日程第6  | 議案第78号 岩出市税条例の一部改正について  |
| 日程第7  | 議案第79号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について   |
| 日程第8  | 議案第80号 岩出市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正について  |
| 日程第9  | 議案第81号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について                                 |
| 日程第10 | 議案第82号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  |
| 日程第11 | 議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）   |
| 日程第12 | 議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）   |
| 日程第13 | 議案第85号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第14 | 議案第86号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  |
| 日程第15 | 議案第87号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  |
| 日程第16 | 議案第88号 市道路線の認定について  |
| 日程第17 | 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第18 | 議案第60号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第19 | 議案第61号 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第20 | 議案第62号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について                                       |

- 日程第21 議案第63号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第64号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○井神議長 おはようございます。

議場内では、録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成27年第4回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第77号から議案第88号までの議案12件につきましては、提案理由の説明、議案第59号から議案第65号までの議案7件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○井神議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、増田浩二議員及び尾和弘一議員の兩名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○井神議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月17日までの18日間と決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○井神議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案12件と報告1件であります。

次に、決算審査特別委員会から閉会中に審査をいたしました平成26年度決算関係議案7件の審査報告書が、配付のとおり提出されております。

次に、監査委員から定例監査報告書が提出され、その写しは、配付のとおりであ

ります。

次に、平成27年第3回定例会から平成27年第4回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成27年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

平成27年11月2日月曜日、有田市で平成27年度和歌山県市議会議長会第2回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

総会に先立ちまして、早和果樹園の視察を行いました。引き続き、有田市の橘屋で第2回総会が開催されました。主な内容は、新任正副議長の紹介では、有田市の正副議長の紹介、会長である和歌山市議会議長の挨拶、開催地である有田市議会議長の挨拶と有田市長の歓迎の挨拶、引き続き、有田市議会議長の進行で、平成27年7月31日から平成27年11月1日までの会務報告、平成28年度議長会関係次期役員として、全国市議会議長会全国委員及び全国市議会議長会議員共済会代議員候補市の推薦、各種協議会次期役員として、自治体病院経営都市議会協議会、石油基地防災対策都市議会協議会及び全国高速自動車市議会協議会の次期役員候補市の推薦を行いました。

最後に、次期総会開催市と期日等について協議を行い、次期総会の開催につきましては、和歌山市で平成28年1月29日金曜日に開催することを決定し、平成27年度和歌山県市議会議長会第2回総会を閉会いたしました。

以上です。

○井神議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 市長の行政報告

○井神議長 日程第4 市長から行政報告をお願いします。

市長。

○中芝市長 おはようございます。

年の瀬も押し迫り、何かとお忙しい毎日ではございますが、議員の皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日、平成27年第4回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

これより、本会議の開会に当たり、当面の市行政についてご報告をさせていただきます。

初めに、紀の国わかやま国体、紀の国わかやま大会についてであります。全国から多くの選手、監督を初め関係者の皆様方のご参加をいただき、盛会裏に終了することができました。

本市においては、国体で3競技、大会で2競技が行われ、特に事故もなく、いずれの会場も熱気に包まれ、参加された全ての方々の思い出に残るすばらしい大会になったと思います。

また、花いっぱい運動、クリーンアップ運動、運営ボランティア等、多くの市民の皆様方にご協力をいただき、当初の目的でありました岩出市としての「おもてなしの心」を表現できたと思います。

議員の皆様方におかれましても、ご協力ありがとうございました。

次に、人権啓発についてであります。国では、12月4日から12月10日を人権週間と定めており、和歌山県でも、この週間を含む11月11日から12月10日までを人権を考える強調月間として提唱し、11月の同和運動推進月間とあわせて各種の取り組みが行われます。

岩出市では、人権啓発推進委員や人権擁護委員の協力のもと、JR岩出駅前や市内のスーパーにおける街頭啓発を初め、公民館などへののぼり旗の掲揚や懸垂幕の掲出、文化祭での人権啓発ポスター展、11月14日には「人権を考えるつどい」を開催するなど、住民の人権意識の高揚と人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるところであります。

今後も「すべての人の人権が尊重され、心安らかに住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現」を基本理念とする岩出市人権施策基本方針に基づき、人権啓発を行ってまいります。

次に、道路事業についてであります。クリーンセンターや火葬場へ進入する新設道路として整備を進めております市道押川根来線は、平成25年度から工事に着手し、平成27年9月末までに全線の工事を発注しております。事業箇所は、山間部であり難工事が続いておりますが、平成28年3月末の全線完了に向け、努力してまいります。

次に、教育関係についてであります。12月8日に和歌山県学習到達度調査が実施されます。この調査は、県教育委員会が、小学4年生から6年生、中学1年2年生を対象に実施するものです。

市教育委員会では、4月に実施された全国学力・学習状況調査、岩出市学力テストとあわせて、児童生徒の学力を早期の段階から把握し、学習状況の検証を行い、各学校に改善ポイントを指導してまいります。

今後も、これら年2回の調査結果を活用し、各学校において明らかになった課題を解決すべく取り組むとともに、岩出図書館と連携した読書活動の推進を通して読解力の向上など、より実効性のある学力向上対策を実施してまいります。

次に、第10回記念岩出市民運動会、第10回岩出市文化祭についてであります。市民運動会は、10月12日「体育の日」に開催し、多くの方に参加をいただき、楽しんでいただきました。

また、当日はアマチュアスポーツにおいて、国際大会で優勝をされた1名の方に岩出市スポーツ栄光賞を、全国大会で優秀な成績をおさめられた2名の方に岩出市スポーツ優秀賞を、和歌山県中学校総合体育大会などで優勝された岩出中学校の水泳部、陸上部、岩出第二中学校の水泳部、柔道部、卓球部、バドミントン部、陸上部の団体・個人の方に、岩出スポーツ奨励賞の表彰をそれぞれ行いました。

また、文化祭は、10月31日、11月1日の両日、「未来へつなごう ふるさとの文化」をテーマに開催し、多くの方にご来場いただき、盛会に開催できました。

なお、文化祭の開式に当たりとり行いました岩出市市民表彰式では、永年にわたり社会福祉の増進、消防団活動、生涯学習の推進等、本市の発展に多大な貢献をされ、その功績が顕著な17名の方々が、ふるさと賞を受賞されました。

いずれの催しも議員各位を初め多くの市民の方々のご参加をいただき、盛会裏に終了することができましたこと、厚くお礼を申し上げます。

次に、成人式についてであります。平成28年1月11日の成人の日に、新成人を励ますとともに、社会人としての自覚を促すことを目的として開催いたします。今回の対象者は、平成7年4月2日から平成8年4月1日生まれの方、673人です。

議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げます。私の行政報告とさせていただきます。

○井神議長　これで、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させてい

ただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について～

日程第16 議案第88号 市道路線の認定について

○井神議長 日程第5 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定の件から日程第16 議案第88号 市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします案件につきましては、条例案件が新規制定で2件、一部改正で4件、平成27年度の一般会計を初めとする補正予算の案件が5件、市道路線の認定に関する案件が1件の計12件であります。

まず初めに、条例案件についてご説明いたします。

議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第78号 岩出市税条例の一部改正についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第79号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてと、議案第80号 岩出市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第81号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてであります。地域再生法の一部改正により地方活力向上地域が定められたことに伴い、地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例措置に関し、必要な事項を定めるものであります。



次に、議案第82号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、他の法律による給付との調整に関し、所要の改正をするものであります。

続いて、平成27年度の補正予算案件についてご説明いたします。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に5億797万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を160億8,136万3,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、事業の補助採択に伴う国県支出金の事業財源のほか、各特別会計繰入金、前年度繰越金、臨時財政対策債などについて補正するものであります。

一方、歳出では、後期高齢者医療特別会計繰出金のほか生活保護扶助費、クリーンセンター運転管理等業務委託料、体育施設に係る工事請負費、繰上償還による公債費、基金積立金などについて補正するものであります。

次に、議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に397万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を64億3,084万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では前年度繰越金について、歳出では一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第85号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に1億889万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を29億132万1,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金のほか前年度繰越金などについて、歳出では、地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金のほか平成26年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金、一般会計繰出金、介護給付費準備基金積立金などについて補正するものであります。

次に、議案第86号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に3,180万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を6億8,334万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、歳出における後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴う一般会計繰入金のほか前年度繰越金について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金のほか一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第87号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に268万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を31億9,214万7,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では前年度繰越金について、歳出では事業費における委託料と工事請負費のほか一般会計繰出金について補正するものであります。

最後に、議案第88号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路等14路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○井神議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第23 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○井神議長 日程第17 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第23 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、決算審査特別委員会委員長から報告を求めます。

決算審査特別委員長、宮本要代議員。

演壇でお願いします。

○宮本議員 決算審査特別委員会の報告をいたします。

9月4日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、平成26年度決算関係議案7件でありました。

決算審査特別委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

当委員会は、9月14日月曜日、本会議終了後の午前10時30分から平成26年度決算議案7件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

決算関係書類の歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書等の検閲につきましては、議会から当委員会に権限を委任されていることから、当委員会で検閲することを決定し、各部門の審査の前、10月13日火曜日、午前9時30分から正午まで総務

部門、14日水曜日、午前9時30分から正午まで文教部門、15日木曜日、午前9時30分から正午まで厚生部門、16日金曜日、午前9時30分から正午まで建設部門の検閲を行いました。

各部門の検閲終了後、10月13日火曜日、午後1時15分から一般会計の総務部門の質疑、14日水曜日、午後1時15分から一般会計の文教部門と議会部門の質疑、15日木曜日、午後1時15分から一般会計の厚生部門と国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、以上3件の特別会計に対する質疑、16日金曜日、午後1時15分から一般会計の建設部門と下水道事業特別会計、墓園事業特別会計、以上2件の特別会計と水道事業会計に対する質疑を行いました。

決算議案7件に対する質疑終了後、討論、採決を行いました。

議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第60号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第61号 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第62号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定につきましては、討論の後、議案第59号から第62号までの4議案は、賛成者多数により認定、議案第65号は、賛成者多数により可決及び認定しました。

議案第63号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第64号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、以上2議案については全会一致で認定しました。

なお、決算審査特別委員会における付託議案7件に対する審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、全議員に配付させていただきます。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は、終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第63号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案

第64号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件、以上議案2件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案2件に対する討論を終結いたします。

議案第63号と議案第64号の議案2件を一括して採決いたします。

この議案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号と議案第64号の議案2件は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、反対討論のある方、増田浩二議員。

○増田議員 26年度一般会計決算に反対の立場で討論を行います。

26年度決算を見る上で、国政上の動向を踏まえた社会経済情勢の分析、岩出市の現状と特性がどうなのか、住民の要望と要求はどう改善されたのか。第2次長期基本構想を受けての岩出市の基本的な計画と取り組み面がどうだったのかなども問われています。

国における構造改革路線、新自由主義路線によって大企業奉仕、大金持ち優遇の施策推進の一方で、年金や医療を初めとする社会保障制度の切り下げや貧困と格差拡大が進み、高齢者、労働者、中小業者などあらゆる層の人たちの暮らしが、将来にわたって希望すら見出すことができない状況となっています。

このような状況のもと、市民生活を守る自治体本来の役割を果たさなければなりません。今年度事業の中には防災マニュアルの作成や公民館での福祉避難所対策、学力向上に向けての取り組み事業、市道改修などを含めて、市民生活関連なども計上されています。

しかしながら、市民の暮らし応援、福祉の向上、地元企業の育成支援を初め、岩出市の最大の特徴である子育て面に対する支援策などの点では、住民の願いに十分応えられていない決算だと考えます。

県下一若い自治体である岩出市において、小中学校における大規模化の解消は、長期にわたる岩出市特有の状況であり、改善が求められながらも、今年度においても抜本的な解決を図らず、生徒の減少を待ち続けるという極めて消極的な姿勢があります。

また、小中学校への冷暖房についても、学習環境の改善に向けての取り組みを行おうとしない状況が続けられてきています。他の自治体が、子育て環境の改善へと子ども医療費無料化制度の拡充を進め、改善を図ってきているのに対し、27年度に改善が図られたとはいえ、26年度時点では、子ども医療費制度の改善はされていませんでした。

ごみの減量化では、岩出市では平成24年7月から可燃ごみの有料化が開始され、ごみ減量化のためには、ごみ有料化が必要とし実施されてきました。市のごみ減量化計画は、平成12年の1人当たりの1日ごみ排出量917グラムから、平成32年には目標排出量を688グラムにする計画です。ごみ有料化後の排出量は、平成24年には906グラムであったが、平成25年は955グラム、平成26年度では965グラムと増加をしてきており、ごみの有料化さえすればごみは住民が減らすという市の言い分は成り立っていない現状があらわれてきており、資源化などのリサイクル対策、企業系ごみに対する減量化対策など、十分な対応がとられたとは言いがたい点があると考えます。

福祉タクシー券制度でも利用者の利便性向上における制度の改善が求められる中、今年度も改善がされてきていません。福祉施策、障害者施策で市民生活を守る市独自制度は、市民の声に応えたとは言えない点があると思います。

市民への行政サービスに取り組む職員体制面では、年休取得率がわずか3.7%という部署もあり、健康を阻害しかねない状況ではないかと思われる部署も多々存在します。5万3,000人市民の要望に応えられる職員体制への改善、少数精鋭で事業に取り組むと言いますが、交代要員や事業の改善を図る必要性があるのではないかと考えます。

経済の活性化面では、市民生活の活性化、地域の仕事おこし、税収の向上施策として全国各地で住宅リフォーム制度が取り入れられる中、岩出市は、経済の活性化、施策面でも市民の期待に応えていないと考えます。

資金面では、平成26年度において、各種基金では52億円あります。市民の願いや要望がありながら改善策が図られない、取り組まれないものが多々あり、市民に夢や生きる希望を与えるものとはなっていないと考えます。

よって、この決算には反対といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、賛

成の立場で討論させていただきます。

決算書によりますと、岩出市の財政状況は、収入の中心である市税の調定額は昨年度よりも減少しており、まだまだ厳しい状況にあると思われれます。しかし、市執行部は、徴収率の向上により市税の収入済額を増加させておられます。

また、国県支出金や基金の活用を図ることにより、財源の確保に努める一方、不足する財源を安易な借りに頼ることなく、必要最低限の起債のみにすることにより後年度負担の軽減にも努められています。

歳出面では、緊急性、必要性をもとに、着実に事業を進められ、住民福祉のための各種社会保障関連事業、都市基盤整備のための道路整備事業、安全性向上のための防災対策事業、よりよい教育環境のための諸施策が、限られた財源の中、行政需要への的確な対応が見受けられます。

以上述べました理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第59号 平成26年度一般会計決算認定について、反対討論を行います。

平成26年度決算に対して反対をする理由について、私は、予算案の議案審議の際、数点にわたり指摘し、改善するように求めてきました。しかし、行政の取り組みは改善しているとは言えません。決算は、岩出市が行ってきた各種事業の総まとめであります。予算と決算は全ての施策をあらわしており、効率的に遂行されたのか、公平・公正に執行されたか、岩出市民にとっての利益になったのか、無駄な支出はなかったのか、異様な支出はなかったのかなどが決算審査の最も重要な視点であります。

財政は目的を実現するための手段ではありますが、この1年間を総括するには、具体的に指摘してきた事項がどのように支出されたのか。市が行う事業について、本当に必要性の高い事務事業とはなったか。それはどのような観点からの検証が必要であるのか。この難問に対して答えを出さなければなりません。

住民の日々の生活に本当に必要なものをつくる、あるいは生活に役立つに行政サービスを優先順位に基づいて実施をしていく。これらの観点から、過ちの原因となる行政組織への再点検、組織のあり方こそ手をつけなければなりません。それこそが究極的には行政の無駄をなくする、排除することにつながるのであります。いまだに旧態依然の対応しかされてない事業も多くあります。

地方自治体における議会と行政は二元代表制であり、相互に市民から負託を受けた議会として、市民目線で行政をチェックし、全ての事業を岩出市民のサービス向上に寄与すべきであります。少なくとも議会の認定を通じて、市長の政治的・道義的責任を明確にすることが必要であり、監査委員のあり方を含め、議会による認定の機能を強めることが大切であります。

また、提案者である市長を各委員会に参加しなくてもよいとする運営は、最高の責任者・提案者であり、市長の説明責任を免罪するものであります。

決算は過去1年間の事業を評価し、自治体として本当に必要な事業であったのかを総括し、次年度への予算につなげていくことが最も重要なものであります。決算の総括においても、事業内容と実績は報告されていますが、総合評価としては出ていません。具体的に事業内容を詳細に分析し、それをもとに次年度における事業計画案を策定すべきであります。多くの市民が参加する中において、事業評価を実施し、その声を反映させるべきであります。

特に、入札に関しても、過去からの業者癒着、談合体質が長きにわたり水面下であり、市民の市政に対する信頼は回復しておりません。公平で透明性のある入札制度が求められており、過去の過ちを二度と繰り返してはなりません。1円たりとも血税を無駄にしないよう、入札制度の改善と改革を忘れてはいけませんが、具体的に改善した事項は不明確であります。

平成26年度決算に対し反対する理由を具体的に17点にわたって述べたいと思います。

決算に占める不納欠損金は、市税で4,660万9,912円、不用額は3億8,332万1,685円である。この額から見えてくることは、いかに予算と決算に乖離があり、市民のニーズがあるところに税金が使われていないと言えます。

2点目は、市税の収入未済金額は2億6,223万3,865円であり、いかに減らしていくかの課題についても、より具体的に目標を設定し、取り組まなければならないと考えております。

さらに、予算の流用や充用の件数は依然としてあり、改善をされていません。

市有財産に関しても囑託登記をするよう求めてきましたが、いまだに具体的実施をされてしておりません。市有財産を明確にしていくべきであります。

5点目に、成果説明書について、事業の予定、実施計画、達成度等々を常に総括しながら、市民が一目見て理解できるようにすべきであります。さらに、市民参加のもと、事業評価を実施し、費用対効果を明確にし、次年度にどうするのか、方針

を出すべきであります。

6番目に、地球環境を守るために原子力発電から脱皮し、福島原発事故はいまだに収束していないし、小児がんが多発をしております。原発の国策については、市長としてどうするのか。やめるのか、推進するのか、態度表明をしないことは、市民の命を守るという最重要な課題から逃避をしていると言わざるを得ません。

危機管理監の設置がされていますが、勤務日数は週4日、一時金はなしであります。この役職の役割は重要であり、完全にすべきであるとされております。

8番目に、少子高齢化が急速に進む中、若年認知症を初め、ひとり住まいの高齢者対策として、成年後見人制度の活用が求められますが、現在の予算では十分ではありません。

9番目、安全・安心な再生可能エネルギーへの転換を図るために、太陽光発電の設置者への補助金制度を提案してきましたが、実施をされていません。

8番目に、超過勤務手当について、前年度、減少しているものの、まだまだ改善すべきであります。職員の長時間労働を少なくし、職場の衛生管理を行い、職員の健康と安全を守る観点から、具体的に実効性のある行動をすべきであります。

9番目に、市民サービスでは、正規・非正規を問わず、業務に邁進しており、非常勤労働者を正規労働者へ転換し、全ての労働者の労働条件の向上、賃金のアップを早急に実施し、勤労意欲へ結びつけるべきであります。

10番目に、選挙事務については、投票管理者への報酬が条例に違反しており、現在、法廷において審判を求めています。早期に条例に基づき実施されるよう是正を求めたいと思います。

11番目、児童各種ワクチン接種事業について、自主診療として、初診料に該当する2,700円が、同時同日に接種される際、重複して支払っており、この金額は、平成25年度930万6,900円もあり、平成26年度も同様であります。早急な改善を求めるものであります。

12番目、大門池所有権裁判において、市が事実上敗北したが、賃貸借料に関して4,700万円もの税金を無駄にしていることに、返還を求めるのか、時効の中断をしないで放棄したことは許しがたい件であります。

13番目、負担金、補助金及び交付金について、常に費用対効果を考え、過去の慣行で安易に支出していないか、再度、抜本的に見直しをすべきであります。

14番目、支払命令調書に関して、住所欄に記入はなく、役職名を記入し、日付がない事項が数点出てきております。また、ガソリンの購入先については、より安い



給油所で購入すべきであると指摘をしておきたいと思います。

15番目、障がい者の表記については、人権を守る立場から、漢字表示から平仮名を表示するよう改めるべきであります。

16番目、監査委員報酬は、若干改善されましたが、他の各種行政委員会の報酬については、市政にふさわしいものに改めるべきであります。

17番目、市民表彰において、壇上への待つ時間はいっそ廃止するよう、あるいは階段の手すりを設置するよう要望してきましたが、今年度も同様であり、改善をされておられません。

18番目、岩出市の基金残高は54億2,000万円もため込んでいるのが実態であるのに、マンモス中学校の解消、ごみの有料化をやめて、市民の生活を守る施策に変換すべきであります。

よって、私は、以上の理由により、この決算認定については反対いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第59号に対する討論を終結いたします。

議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり認定されました。

議案第60号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論のある方、増田浩二議員。

○増田議員 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計決算の反対の討論を行います。

国保財政の赤字の要因として、長引く不況の影響で、収入減による国民健康保険税の収入の落ち込み、医療費の増大、高齢者支援金などへの拠出金なども関係しますが、一番の大きな要因は、国庫負担率が1984年に45%から38%に引き下げられたことです。この時期から国民健康保険税の引き上げが各地で行われてきました。この点からは、国に対して、この負担率、これを戻すよう強く働きかけが必要なものです。

今年度決算については、以下の理由をもって反対いたします。

第1は、医療費の高騰化につながる資格証明書、短期証明書の発行をやめるべきですが、市の姿勢は昨年と同様に変わっていません。当局自身が早期発見・早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のため、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことが続けられてきています。

また、早期発見・早期治療に役立つ人間ドックにおいては、滞納者は受けられません。平成16年度と比べ、人間ドック費用は半分以下にまで減額され、制度の後退がされてきています。

脳ドック検査も導入されてきていますが、定員をはかるに超える申し込みがありながら、補正予算も組まない姿勢は、申請者の要望に応えない対応だと言わざるを得ません。

第2に、特定健診を優遇する対応の強化こそが人間ドックより効果が上がるとしながら、今年度決算では、特定健診事業自体も縮小されたままです。安心して医療を受ける体制、医療費削減を図っていると言いながら、医療費削減につながらない対応を打っていると指摘せざるを得ません。

第3に、医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など、国保の医療状況の把握や対策を打っていくため、国保会計改善に向けた職員体制を含めた医療費総額を抑える取り組みの改善方向は、昨年に引き続き見えない状況にあると考えます。

第4に、国保会計における最大の問題は、これだけ高くなっているにもかかわらず、国保税を引き下げるために、一般会計から独自に繰り入れを行わないという点です。しかも、本来、国保会計が黒字になれば、基金への積み立てを行うべきもの、一般会計へ繰り戻すという市の姿勢があります。国によるペナルティ一分を一般会計から借りている面では、当然の必要な対策であり、借りているという性格のものではありません。国保利用者にとって理解されがたいものだと考えます。

国保を安定化させる上での国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策面など、今年度の国保決算は利用者に理解が得られないものだと考えますので、平成26年度岩出市国民健康保険特別会計の決算に反対をいたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

賛成討論、梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第60号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える基盤として重要な役割を担ってい

ますが、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、医療費がふえる一方で、低所得者や高齢者などで医療の必要性の高い加入者が多いなど、構造的に財政基盤が脆弱となり、財政運営は非常に厳しい状況であると認識しております。

このような状況の中、歳入においては、自主財源を確保するため、徴収プロジェクトチームが中心となって、保険税の徴収対策の強化やコンビニ収納及び口座振替制度の周知啓発の取り組みにより、収納率向上が図られております。

歳出においては、生活習慣病予防、早期発見・早期治療を目的とした特定健診の実施や人間ドック、脳ドック事業に取り組み、市民の健康意識の向上と健康維持増進が図られるものとなっております。

また、後発医薬品の使用促進や医療費適正化に積極的に努められるなど、国保事業の安定した運営につながる事業内容であり、歳入歳出両面にわたり適切な会計処理が行われていると認められます。

以上のことから、議案第60号 平成26年度国民健康保険特別会計決算認定について、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第60号に対する討論を終結いたします。

議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり認定されました。

議案第61号 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論のある方、増田浩二議員。

○増田議員 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算に反対の立場で討論を行います。

介護保険制度では、該当する介護度別に認定された人が、本当に必要とするサービスが受けられたのかどうか問われなければなりません。この間、政府において、在宅介護サービスの利用を制限し、多くの高齢者から生活の支えとなっているホームヘルパーなどの介護サービスを取り上げてきた経緯があります。サービス利用が、

かえって本人の能力実現を妨げている。などと要支援、要介護度1の人への介護サービスを切り捨ててきたのです。新たに介護利用者に対し、介護サービスを受けさせない対応を国は持ち込もうとしてきています。

介護保険の現状は、在宅サービスでは、利用限度額に対する平均利用率が4割から5割の程度にとどまり、要介護認定を受けながらサービスを一切利用していない人も多数います。低所得者を中心として、利用料負担が重いがために、必要と認定された介護サービス自体を受けることを我慢せざる得ない状況も広く存在しています。

そもそも保険料や利用料が高い最大の原因は、介護保険が導入されたとき、政府が介護施策に対する国庫負担割合を50%から25%へと大幅に引き下げたからです。国の責任は重大です。国の負担と公的責任をさらに後退させることは、介護予防に逆行することです。介護保険は高齢者福祉の一部でしかなく、介護予防を進め、高齢者の生活と健康を守るには、介護、医療、福祉、公衆衛生などの各分野の連携が必要です。高齢者の健康づくりは、高齢者が生き生きと暮らしていく力となるだけでなく、結果として、介護保険の給付費を抑えることにもなるからです。

今年度決算においても、保険料高騰を抑える対策面で、一般会計からの独自の繰り入れなど、対策は十分とは言えず、ヘルパー養成や介護予防を初めとした日常生活における一般施策の充実、事業推進のための体制づくりは、在宅サービス移行へとシフトされていく中で、住民のニーズに応え切れない状況もあると考えます。

また、介護保険料が大きな負担となる中で、減免制度の充実が求められますが、低所得者を初めとした社会的弱者に対する減免制度、市として制度はあるものの、減免制度そのものが、今年度においても十分なものとなっていないと考えます。

介護事業として取り組まれている市単独の任意事業での紙おむつ給付事業も、さらなる制度の拡充や改善策を行い、市民生活を応援する必要性もあると考えます。

平成26年度介護保険特別会計決算については、以上の理由により、反対といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第61号 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

まず歳出では、同会計の大部分を占めております保険給付費が、当初予算の範囲内におさまり、予算組みの妥当性があらわれております。また、給付費の伸びが緩

やかとなっているのは、介護予防事業の取り組み等の効果のあらわれであると言えます。

次に、歳入におきまして、介護保険料収入が増加しており、安定した財政運営が図られております。さらに、実質収支につきましても黒字化が図られ、第6期保険料設定に際して、保険料の減額につながるということで評価ができます。

よって、議案第61号 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第61号に対する討論を終結いたします。

議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり認定されました。

議案第62号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 後期高齢者医療特別会計決算の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年度に導入がされました。それ以来、多くの高齢者から怒りと将来不安の声が出続けています。年齢で区切り、保険料などの負担をふやし、医療給付に制限を設けるという悪法だからです。

日本共産党は、老人保健制度に戻すことが最も有益だと提案をしています。それは保険料の負担のない人はないままに、現役世代よりも低い負担で医療を受けることができ、保険料の際限のない値上げや、診療報酬による差別医療への改善が図られるからです。

後期高齢者医療制度は、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、全額免除を受けるには厳しい制約があります。保険料は2年ごとに改定され、75歳以上の人口に、医療費の増加に伴い際限なく上昇します。

和歌山県においても、この間、保険料が値上げされてきています。現在、約30億円もの余剰金が積み立てられながら、引き下げの財源に回されておらず、岩出市と

して、県の広域連合に保険料引き下げの対策をとることこそ求められます。

後期高齢者医療制度そのものが、世界でも類を見ない、お年寄りいじめの制度であります。このような高齢者を差別する制度、後期高齢者医療制度そのものを速やかに廃止することこそ求められていることを指摘し、反対討論といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

福山晴美議員。

○福山議員 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、創設から6年が経過し、現在では市民の皆さんに十分定着していると考えられます。この制度は、高齢者の医療を安定的に支えるため、世代間の負担を明確にし、公平でわかりやすくした制度となっており、高齢者が安心できる適切な医療の確保を目的としたもので、制度運営に必要となる経費を実施主体である和歌山県後期高齢者医療広域連合に納付金として支出されています。

また、保険料については、被保険者の負担軽減を図るための軽減措置が実施され、高齢者の方々に不安や困難を生じさせないよう適切な医療保険制度運営の取り組みも行われており、当該広域連合への適正な事務執行のために運用された収支であると認められます。

以上のことから、議案第62号 平成26年度後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第62号に対する討論を終結いたします。

議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり認定されました。

議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 26年度水道事業会計の反対討論を行います。

平成26年度実績では、給水人口5万3,532人、給水戸数では2万2,400戸という状況となっています。平成26年度においても、和歌山県内で数少ない人口増加の実態があらわれていると考えます。

監査委員の審査意見でも、岩出市の経営状況については、純利益が1億3,308万円を計上しており、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望するとされています。

1億3,000万もの莫大なお金が黒字になるのは、基本水量20立方メートルまで使用していない家庭は3,800戸となっており、市民から水道料金を取り過ぎていると言わざるを得ません。市民に還元をすべきです。

内部留保額は、33億円にまで膨らんできており、監査委員も指摘しているように、岩出市では莫大なお金が黒字になっており、市民生活に還元すべき必要性があるという面では、平成26年度も低所得者や基本水量に満たない弱者に対しての改善策や支援策は見えません。

大幅な黒字があり、財源的に対応がとれる面から見て、この水道会計の決算は、住民に理解が得られないと考えますので、反対といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

西野 豊議員。

○西野議員 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、日常生活に欠かすことのできない飲料水を安全で安定的に供給する役目を担っております。

岩出市水道事業会計剰余金の処分については、水道事業会計は独立採算であり、健全かつ安定的な事業運営が必要でありますので、剰余金の積み立てを要すると考えます。

また、平成26年度の決算においては、水道事業の健全な経営のため、各事業に取り組んでいることがうかがえます。

以上のことから、私は賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第65号 平成26年度水道事業決算認定について、反対討論を行います。

水道会計の決算において、単年度損益は、総収益、平成25年度8億4,130万6,835

円から平成26年度は2億997万805円増の10億5,122万7,640円となり、平成26年度純利益は5,553万1,801円増の1億3,308万2,684円に膨らんでおります。

その一方で、不条理とも言える20立方メートル以下の使用量を全て切り上げ、一律に2,160円として徴収をしております。この公序良俗に反し、不合理性を正すべきとして、岩出市監査委員に対して監査請求を行いました。是正するに至りませんでした。

平成25年4月23日に和歌山地裁に提訴し、その内容は、返還請求額及び岩出市上水道局長に対して不当な徴収を解消するための返還請求であります。

他市における上下水道の賃金体系は、実態使用水量に応じて細分化されて徴収をされております。よって、使用水量に沿ったものにすべきであると考えております。

本来、水道料金の支払いは、民法第555条、売買に該当し、当事者の一方である財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対して、その代金を支払うことを約することによって、その効力は生じるとあるように、使用水量に応じて請求し、支払いをすべきであるものと考えております。

水道法第1章、総則、水道法第1条には、この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としております。

さらに、水道法第2節、業務、第14条、供給規程には、料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

しかし、岩出市においては、3,000世帯に及ぶ未使用水道料金の請求をしているのが実態であります。

民法第90条、公序良俗の「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」に抵触するとして、民法第703条に基づいて、不当利得に該当し、その返還請求をしたものであります。

水道料金に連動する下水道料金にも問題があることとなります。ますます岩出市民の生活に負担を求めるものであります。

地方自治体が独占で行う水道事業の会計が、営利団体化していると言っても過言ではありません。この水道事業に対して是正を求めてきましたが、本年4月24日、大阪高裁において判決があり、原告の主張が棄却をされました。判決文では、20立方メートルまでの使用件数が増加しているからといって不合理とは言えない。第一義的には、住民自治である条例の改正によって解決すべきである。また、基本料金



においても同様の判断が下されました。議会の判断が待たれるわけであります。

今後は、あらゆる機会に基本料金や口径による高額な負担金についても市民に訴え、是正をしていくべきであると考えております。

さらに、他市でも導入している障がい者や生活保護者等への減免措置も設けるべきであることを申し添えておきたいと思っております。

以上をもって、平成26年度の水道決算認定については反対といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第65号に対する討論を終結いたします。

議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決及び認定されました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月4日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は12月4日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時50分)